

■北見市からのお知らせ

1. 立地適正化計画に関する届出制度

北見市では、都市機能や居住を誘導するエリアを定め、コンパクトで効率的な都市構造の実現に向け「北見市立地適正化計画」を策定しました。それにより、都市再生特別措置法に基づき、居住誘導区域外や都市機能誘導区域内外で届出対象となる建築行為等を行う場合、これらの工事に着手する日の30日前までに届出が必要になりました。

詳細は、北見市都市建設部都市計画課(TEL:0157-25-1152)または下記のホームページをご確認下さい。

北見市HP：<https://www.city.kitami.lg.jp/administration/town/detail.php?content=12217>

2. 令和7年4月1日から4号特例や構造基準、省エネ適合義務に係る規定が変わります。

住宅・建築物の省エネ対策を強力に進めるため「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」が令和4年6月17日に公布され、令和7年4月1日には、改正建築基準法等が施行され、4号特例や構造基準の見直し、省エネ適合義務等に係る規定が変わります。

関係する法令等に関する最新情報は下記の国土交通省のホームページをご確認ください。
国交省URL：https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/r4kaisei_shoenehou_kijunhou.html

3. 木造住宅耐震改修等補助事業（申込期間：9月30日まで）

昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅の耐震化の促進を図るため、耐震診断、耐震設計及び耐震改修並びに除却工事費用の一部を予算の範囲において補助いたします。

耐震診断	耐震診断費用の2/3以内（上限6万円）
耐震設計	耐震設計費用の2/3以内（上限10万円）
耐震改修工事	耐震改修工事にかかる経費毎に下記金額 100万円未満の場合、20万円 100万円以上200万円未満の場合、30万円 200万円以上300万円未満の場合、50万円 300万円以上の場合、70万円
除却工事	耐震診断員による耐震診断又は北見市による無料耐震診断の結果、上部構造評定が1.0未満と診断された木造住宅を全て除却し、更地とする工事にかかる経費毎に下記金額 100万円未満の場合、20万円 100万円以上200万円未満の場合、30万円 200万円以上300万円未満の場合、50万円 300万円以上の場合、70万円

詳細は、北見市都市建設部建築指導課(TEL:0157-25-1154)または下記のホームページをご確認ください。

北見市HP：<https://www.city.kitami.lg.jp/administration/work/detail.php?content=7800>

※裏面もご覧ください※

4. 住宅リフォーム・解体補助事業（申込期間：5月9日～5月14日まで）

市内の建設業者が施工する住宅リフォーム工事（住宅の居住性や、耐久性を高める工事）または、解体工事（建築物等をすべて除去し、更地とする工事）の合計額が30万円（消費税除く）以上のものに補助します。補助金額は、対象工事費用の20%とし、最大20万円を限度とします。

詳細は、北見市都市建設部建築指導課(TEL:0157-25-1154)または下記のホームページをご確認ください。

北見市HP：<https://www.city.kitami.lg.jp/administration/work/detail.php?content=9129>

5. 空家等除却補助事業（申込期間：6月3日～6月7日まで）

管理不全な危険空家等を除却し、市民の安全で安心な暮らしを確保するとともに、現行の耐震基準となる前に建築された老朽空家等の除却を促進することで、危険空家等の発生を予防し、地域の良好な環境を保全することを目的として、下記の空家等を除却する場合に、その費用の一部を予算の範囲内で補助いたします。

①危険空家等除却（最大50万円）

- ・倒壊した場合に隣接する敷地又は道路等に著しい被害をもたらすおそれがあるもの
- ・審査の結果、危険空家等に該当すると判断されたもの
- ・補助を受ける目的で故意に破損させた空家等でないこと
- ・補助申請の時点で一年以上使われていないことを証明できること
- ・住宅以外の場合、審査の結果、落雪等により周囲に被害を及ぼすおそれがあると判断されたもの

②老朽空家等除却（最大20万円）

- ・昭和56年5月31日以前に着工された建築物であること
- ・補助申請の時点で一年以上使われていないことを証明できること
- ・審査の結果、落雪等により周囲に被害を及ぼすおそれがあると判断されたもの

詳細は、北見市都市建設部建築指導課(TEL:0157-25-1154)または下記のホームページをご確認ください。

北見市HP：<https://www.city.kitami.lg.jp/administration/work/detail.php?content=10993>

■支部ニュースでお知らせする会員向け情報を随時募集しています。

■住所、氏名、資格、勤務先等に変更があった場合は遅滞なく変更届の提出をお願いします。

（一社）北海道建築士会ホームページより届出書をダウンロードし、必要事項をご記入の上、北見支部事務局（株）清和設計事務所）までご持参ください。

【届出書】http://h-ab.com/download/association/app_statement01.pdf

■メールアドレスの登録について

一般社団法人北海道建築士会及び北見支部からの情報は支部ニュースでお伝えしておりますが、各月の支部ニュースでは情報が遅くなることもあり、メールでの配信を併用しております。メールでの配信を希望される方は、事務局（h.ab.kitami@gmail.com）までメールアドレスをお知らせください。

※今月の会員紹介コーナーはお休みさせていただきます。